



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

839	道路の区域変更	(道路保全課)	1
840	〃	(〃)	1
841	道路の供用開始	(〃)	2
842	道路の区域変更	(〃)	2
843	〃	(〃)	3
844	道路の供用開始	(〃)	3
845	岩出都市計画道路事業の事業計画の認可	(〃)	3

○ 警察本部告示

9	交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等		4
---	---	-----------	---

○ 諸報

	入札公告	(警察本部)	6
--	------	------------------	---

告 示

和歌山県告示第839号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字久野原字茗荷525番1地先から同町大字久野原字茗荷495番3地先まで	旧	6.76 } 16.60	60.00	
同上	新	6.76 } 12.20	60.00	

和歌山県告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和7年10月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市布引字南出723番2地先 から同市布引字尾寄886番3地先 まで	旧	9.52 } 9.55	113.40	
同上	新	10.74 } 17.09	113.40	

和歌山県告示第841号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道
路線名 和歌山海南線
供用開始の区間 和歌山市布引字南出723番2地先から同市布引字尾寄886番3地先まで
供用開始の期日 令和7年10月24日

和歌山県告示第842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 生石公園線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字生石字瀧谷 335番14地先から同町大字延坂 字瀧山486番1地先まで	旧	3.42 } 13.10	470.50	
同上	新	6.94 } 18.76	464.10	

和歌山県告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋津川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市稲成町字細尾芝1883番3地先から同市稲成町字細尾芝1880番8地先まで	旧	4.79 ） 10.65	88.70	
同上	新	9.54 ） 20.51	89.10	

和歌山県告示第844号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 秋津川田辺線

供用開始の区間 田辺市稲成町字細尾芝1883番3地先から同市稲成町字細尾芝1880番8地先まで

供用開始の期日 令和7年10月24日

和歌山県告示第845号

岩出都市計画道路事業の事業計画については、令和7年10月9日付け国近整計管和都業第1-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年10月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 都市計画事業の種類及び名称
岩出都市計画道路事業3・6・4号岩出駅畑毛線
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路保全課及び那賀振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年10月24日

和歌山県警察本部長 野 本 靖 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務

(2) 調達役務の内容

交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係るネットワークカメラシステム整備委託業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去6年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア 複数台の防犯カメラ、レコーダー等で構成された防犯カメラシステムを構築した実績を有すること。

イ アに掲げる業務について、50台以上の防犯カメラを設置し、又は設定した実績を有すること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (7) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過して

いないもの)

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 提案機器等一覧表（仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等を添付すること。）

ケ 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去6年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

コ 申請者に保証期間内における保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからカまでの申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ及びカからコまでの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、これらの用紙は、令和7年10月24日（金）から同年12月3日（水）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年10月24日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

なお、仕様書については、上記期間に5に掲げる場所で交付を受けることができる。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年10月24日（金）から同月31日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月24日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部生活安全部地域指導課（以下「地域指導課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

(1) 3の（1）のクに掲げる申請書類

令和7年10月24日（金）から同月31日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月24日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和7年10月31日（金）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に到着させなければならない。

(2) 3の（1）に掲げる申請書類（クに掲げる申請書類を除く。）

令和7年10月24日（金）から同年11月7日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年10月24日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。

ただし、3の（1）のウ、オ及びキの申請書類については、令和7年11月7日（金）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和7年11月7日（金）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に到着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

地域指導課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0110

メールアドレス e8203001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和7年11月21日（金）までに通知するものとする。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和7年11月27日（木）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和7年12月3日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

諸 報

入 札 公 告

交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年10月24日

和歌山県警察本部長 野 本 靖 之

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和7年度
- (2) 調達役務の名称及び数量
交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務 一式
- (3) 履行期間
契約日から令和8年3月31日（火）までの間
- (4) 調達役務の内容
交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 納入場所
和歌山県警察本部が指定する場所
- (6) 入札金額
総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県警察本部告示第9号に規定する交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

- (1) 場所
和歌山県警察本部生活安全部地域指導課（以下「地域指導課」という。）
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0110

メールアドレス e8203001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和7年10月24日（金）から同年12月3日（水）午後5時までの間。ただし、（1）の場所での備付けは、同年10月24日（金）から同年12月3日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和7年10月24日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び（1）の場所での備付け

4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の（1）の場所での交付
ただし、仕様書については、3の（1）の場所での交付のみ

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) （1）により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和7年10月24日（金）から同月31日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月24日（金）は、午後1時から午後5時まで）の間に地域指導課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和7年12月4日（木） 午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和7年12月3日（水）午後5時までに地域指導課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和7年12月3日（水）午前9時から同月4日（木）午前9時45分までの間に行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算し

た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、地域指導課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of Network Camera System for Police Boxes and Police Outposts

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Thursday 4 December 2025 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Wednesday 3 December 2025, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m.

Wednesday 3 December 2025 to 9:45 a.m. Thursday 4 December 2025)

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp